

○高知県プール及び水泳場管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水を貯留して多数人に水泳させるプール（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に設置するものを除く。以下同じ。）及び水泳場について必要な基準等を定めることにより、当該水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場を利用する者の安全及び衛生を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「遊泳用プール」とは、水を貯留して多数人に水泳させるプールのうちプール本体の水の容量の合計がおおむね100立方メートル以上のものをいう。

2 この要綱において「水泳場」とは、海及び河川等に区域を定めて公衆に水泳をさせる場所で、第4条に定める水泳場の施設基準を満たしているものをいう。

3 この要綱において「高度処理」とは、オゾン処理、紫外線処理、膜処理、活性炭処理、触媒酸化処理をいう。

(届出)

第3条 遊泳用プール及び水泳場（以下「遊泳用プール等」という。）を新たに設置しようとする者は、別記第1号様式による遊泳用プール等設置届によりあらかじめ当該遊泳用プール等の所在地を所管する保健所長（以下「所管保健所長」という。）に届け出ること。

2 遊泳用プール等を設置した者（以下「設置者」という。）は、前項の規定により届け出た事項について変更するときは、別記第2号様式による遊泳用プール等設置届出事項変更届によりあらかじめ所管保健所長に届け出ること。

3 設置者は、遊泳用プール等を廃止したときは、別記第3号様式による遊泳用プール等廃止届により遅滞なく所管保健所長に届け出ること。

4 遊泳用プール等を設置届後、季節的に短期間遊泳用プール等を開設しようとする者は、設置の翌年から毎年開設前に別記第4号様式の開設届を所管保健所長に届け出ること。

(遊泳用プール等の設置基準)

第4条 遊泳用プール等の設備は別表第1の基準に適合すること。

(水質基準)

第5条 水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場の水質は、別表第2の水質基準に適合すること。

(水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場を設置した者の責務)

第6条 水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場を設置した者は、当該水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場に起因する疾病等が発生したときは、直ちに所管保健所長に通報し、その指示に従うこと。

2 水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場を設置した者は、当該水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場において事故が発生したときは、直ちに関係機関に通報するとともに速やかに所管保健所長に報告すること。

3 水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場を設置した者は、別表第2の水質基準を遵守できないときは、水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場の利用を停止する等適切な措置を講じること。

(設置者の責務)

第7条 設置者は、次条に規定する管理責任者が別表第3の措置を講じないときは、遊泳用プール等の利用を停止する等適切な措置を講じること。

(管理責任者)

第8条 設置者は、遊泳用プール等における安全で衛生的な管理及び運営にあたる管理責任者を置くこと。

2 前項の管理責任者は、別表第3の措置を講じること。

(衛生管理者)

第9条 水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場を設置した者は、当該水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場の衛生及び管理の実務を行わせるため、衛生管理者を置くこと。

2 前項の衛生管理者は、水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場における安全及び衛生に関する知識及び技能を有する者であること。

3 水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場を設置した者は、保健所等が開催する水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場における安全及び衛生に関する講習会を第1項の衛生管理者に受講させることに努めること。

(利用者の遵守事項)

第 10 条 遊泳用プール等を利用する者は、自らの安全に十分留意するとともに、当該遊泳用プール等における注意事項を遵守し、第 8 条第 1 項の管理責任者の指示に従うこと。

(報告、指導等)

第 11 条 所管保健所長は、水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場を設置した者、管理責任者又は衛生管理者の協力を得て、当該水を貯留して多数人に水泳させるプール及び水泳場の構造及び管理の状況等について報告若しくは資料の提出を求め、又は管理の状況等について立入り調査を行うことができる。

2 所管保健所長は、前項の立入り調査等の結果、利用者の安全及び衛生の確保等のため必要があると認めるときは、助言、勧告等の指導を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に設置されている遊泳用プールの別表第 1 の I の 6 の本文及びアの基準については、第 4 条の規定にかかわらず、当分の間、従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定により提出された届出書その他の書類は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の I の 6 のイの基準及び別表第 3 の II の 8 中の循環ろ過装置の出口の濁度の検査にかかる部分の取扱いについては平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別表第1)

【遊泳用プールの設備基準】

I プール設備

1 プール本体について

不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。

また、プール本体の規模に応じて、適当数の水深表示を行うこと。

2 プールサイド及び通路等

プールサイドは、プール本体の大きさ、利用者数等を考慮して、十分な広さを有すること。不浸透性材料を用い、かつ、水際の部分は滑り止めの構造とすること。

通路は、不浸透性材料を用い、かつ、滑り止めの構造とすること。

3 給水設備

給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講ずること。

また、常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。

4 排水設備

排水口及び循環水の取入れ口には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けてネジ、ボルト等で固定させる（蓋の重量のみによる固定は不可）とともに、遊泳者等の吸い込みを防止するための金具等を設置すること。また、蓋等を固定する場合には、触診、打診等により、蓋等の欠損・変形、ボルト等の固定部品の欠落・変形等がないかを確認し、必要に応じて交換する等の措置を講ずること。

なお、排水設備は排水路を含め、周辺的生活環境に十分配慮した構造とすること。

5 消毒設備

ア プール水の消毒は、原則として塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水中の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は二酸化塩素濃度。以下同じ。）が均一になるように、注入口数及び注入位置を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。なお、液体塩素等の消毒剤を安全に保管でき、かつ、これによる危害の発生を防止できる構造設備とすること。

イ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。

ウ オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

6 浄化設備

循環ろ過方式等の浄化設備を設けるとともに、利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように、随時、浄化能力を確認すること。

なお、取水口等はできるだけプール水の水質が均一になるような位置に設けること。

ア 循環ろ過装置の処理水量は、計画遊泳者数、用途等に応じて決定し、1時間につきプール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量の6分の1以上を処理する能力を有すること。また、夜間、浄化設備を停止するプールにあっては、1時間につき4分の1以上を処理する能力を有すること。ただし、高度処理を

付加した浄化設備によりプール本体の水が別表第2のプールの水質基準を満たす場合には、この限りでない。

イ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であること（0.1度以下が望ましいこと）。また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

7 オーバーフロー水再利用設備

オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合であって、オーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統内に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

8 プールサイド等の区画区分

複数のプールが設置されているなどにより、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プールサイド等を利用形態等に応じて区画区分できる構造であること。

9 適用除外

海水又は温泉水を原水として利用するプールであって、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる構造である場合は、5及び6に掲げる基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。

II 付帯設備

1 更衣室

男女を区別し、双方及び外部から見透かせない構造とするほか、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。

2 シャワー設備

更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設置し、通過式洗浄設備とする等によりプールの利用者が遊泳前に洗浄でき、かつ、容易に排水ができる構造設備とすること。

また、洗浄に使用したシャワー水は、原則として、プール水として再利用する構造としないこと。

3 便所

男女別に利用者数に応じた十分な数を設置すること。床には不浸透性材料を用い、かつ、水洗式の構造設備とすること。

また、衛生的管理が容易に行える構造設備とし、専用の手洗いを設けること。

4 うがい設備並びに洗面設備、洗眼設備及び上がり用シャワー

プールサイドに、うがいができ、遊泳者が唾液やたんを吐くための設備を設けること。また、洗面・洗眼できる設備及び遊泳者が衛生的に使用できる上がりシャワーを設けること。これらは、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる設備とするとともに、遊泳者及び遊泳終了者の利用に便利な位置に必要な数を設置すること。また、飲用に適する水が供給されるものであること。

5 くずかご

適当な場所に十分な数を備えること。

6 照明設備

屋内プール又は夜間使用する屋外プールにあっては、水面及びプールサイドの照度が100ルクス以上になるような照明設備を設けること。ただし、水中照明を設けたり、出入口や水深等の表示、付帯設備が見えるようにする等プール内及び

プールサイドの管理が十分できるように講じられている場合は、水面又はプールサイドの照度が100ルクス未満となっても差し支えないこと。

7 換気設備

屋内プールにあっては、二酸化炭素の含有率を0.1%以下に維持できる能力を有する換気のための設備を設けること。

また、効果的な換気ができるよう、吸気の入入口及び排気口の位置についても適切な配慮をすること。

8 消毒剤等保管管理設備

プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。施錠可能な設備が望ましい。

9 監視所等

プールの安全確保、事故防止、遊泳者指導等のため、プールの水域全体が見渡せる監視所又は監視設備を設けること。また、緊急時に直ちに対処できるよう、適当な数の救命具、救急薬品を備えること。

10 採暖室及び採暖槽

採暖室及び採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

11 遊技等設備

遊技等のための設備を設ける場合は、危険防止上、適切な構造設備のものとすること。

12 観覧席

観覧席を設ける場合は、その出入口をプール利用者のためのものと区別し、かつ、プールサイドとは、さく等で区画すること。

13 掲示設備

利用者の注意事項、利用時間、プールの見取り図等を掲示する設備を、入口その他遊泳者の見やすい場所に設けること。

【水泳場の設備基準】

I 海水浴場の設備基準

1 休憩所を設ける場合は、適当な日おおいのできる屋根があり衛生的で清掃のできる構造とすること。

2 そ族昆虫等を防ぐ衛生的な構造の便所を設けること。

3 男子用及び女子用の区分のある更衣所を設け、双方及び外部から見通すことができない構造で、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に使用できる設備を有すること。

4 衛生的に安全な水を十分供給できる水飲場を設けること。

5 衛生的に安全な水を十分供給できるシャワー等の洗浄設備を設け、利用者が衛生的に使用できる構造及び設備とすること。

6 水泳場の区域を識別できるように、うき、標旗等で区画すること。

7 水泳場の区域全体が見渡すことができる位置に監視船、救命用具等を備えた監視所を設けること。

8 救急救護のできる救護所を設け、救護に必要な救急薬品、毛布等必要な器材を常置し、いつでも使用できる状態にしておくこと。

II 河川等の水泳場の設備基準

1 そ族昆虫等を防ぐ衛生的な構造の便所を設けること。付近に公衆便所等があれ

ばこの限りでない。

- 2 更衣所を設ける場合は、双方及び外部から見通すことができない構造で、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に使用できる設備を有すること。
- 3 水泳場の区域を識別できるように、うき、標旗等で区画すること。
- 4 水泳場の区域全体が見渡すことができる位置に救命用具等を備えた監視所を設けること。
- 5 救急救護のできる救護所を設け、救護に必要な救急薬品、毛布等必要な器材を常置し、いつでも使用できる状態にしておくこと。

(別表第2)

【水質基準】

1 プール

項 目	水 質 基 準
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6
濁度 (度)	2 以下
過マンガン酸カリウム消費量 (mg/L)	12 以下
遊離残留塩素濃度※ (mg/L)	0.4 以上であること 1.0 以下であることが望ましい
大腸菌	検出されないこと
一般細菌 (CFU/mL)	200 以下
総トリハロメタン (mg/L)	おおむね 0.2 以下が望ましい

- ※1 塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は 0.1 mg/L 以上 0.4 mg/L 以下であること。また、亜塩素酸濃度は 1.2 mg/L 以下であること。
- ※2 オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、上記基準（※1は除く。）を適用するものであること。
- ※3 海水又は温泉水を原水として使用するプールであって、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる場合には、上記基準のうち遊離残留塩素濃度及び※1については適用しなくても差し支えないこと。
また、原水である海水又は温泉水の性状によっては、上記基準のうち、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、遊離残留塩素濃度、一般細菌、総トリハロメタン及び※1の一部を適用しなくても差し支えないこと。

2 海水浴場

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透明度	
適	A A	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (水深1m以上)
	A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (水深1m以上)
可	B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	(水深1m未満～ 50cm以上)
	C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	(水深1m未満～ 50cm以上)
不適	1,000個/100mLを越えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満 [*]	

(注) 透明度の(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることが出来る。

3 河川水浴場

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	B O D	
適	A A	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)
	A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)
可	B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下
	C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下
不適	1,000個/100mLを越えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	

【検査方法】

1 プール

- ① 試料採水地点は、長方形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20 cm及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とすること。その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じた適切な地点とすること。
- ② 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- ③ 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD法）又はそれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- ④ 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

2 海水浴場

- ① ふん便性大腸菌群数については、次のメンブランフィルター法によること。

A メンブランフィルター法（M-F-C法）

（1）器具

1) メンブランフィルターろ過装置

ファンネル及びフィルターホルダーは、オートクレーブで滅菌する。
ただし、滅菌効果をあらかじめ確認した条件下でUV照射による滅菌を行ってもよい。

2) メンブランフィルター

直径47 mmの円形、孔径0.45µmのもので、滅菌済みのものを使用する。

3) ペトリ皿

ふたと身が密着できて滅菌済みのものを使用すること。

4) 恒温装置（恒温水槽）

44.5°C±0.2°Cに調節できるもの。

5) 拡大鏡

2倍程度の拡大倍率をもつもの。

備考：恒温装置は4)と同程度の温度調節が可能であれば、恒温水槽でなくてもよい。

（2）培地等

1) M-F-C寒天培地

ア 組成

特殊混合ペプトン（注1）	10.0 g
獣肉-パパイン消化ペプトン（注2）	5.0 g
酵母エキス	3.0 g
塩化ナトリウム	5.0 g
乳糖	12.5 g
胆汁酸塩（注3）	1.5 g
アニリンブルー	0.1 g
寒天	15 g
蒸留水	1,000 mL

注1：トリプトース又はピオセートに相当する混合ペプトン

注2：プロテオーゼペプトンNO. 3又はそれに相当するペプトン

ン

注3：特異的に阻止能力を有するように調整され規格化されたもの（胆汁酸塩NO. 3又は胆汁酸塩混合物）

イ 調製

ア) 培地は加熱して寒天を完全に溶解した後、直ちに60℃前後に冷却する、（30分以上の加熱及びオートクレーブによる滅菌は避ける。）

イ) 最終のpHは7.3～7.5であること。

ウ) 培地の保存は2～10℃で行うが、調製後96時間以上経過したものは用いないこと。

備考：培地は、乾燥培地又は寒天を含まない市販培地に寒天を加えたものを用いてもよい。

2) 平板調製

M-F C寒天培地を厚さが約5mmになるようにペトリ皿中に分注して寒天を凝固させる。

3) 滅菌ペプトン液

ア カゼイン製ペプトン1gを水1,000mLに加えて溶かす。（注4、注5）

イ オートクレーブ（約120℃、20分間）で滅菌する。

注4：沈澱物が生じている場合は、ろ紙を用いてろ過しておく。

注5：最終的にpHが中性付近になるように調整する。

(3) 試験操作

1) ろ過

ア フィルターホルダーを吸引びんに取り付けた後、滅菌済ピンセットを用いて（注6）メンブランフィルターをフィルターホルダー上に置き、ファンネルをつけて固定する。

イ 試料の適量（注7）を滅菌試験管50mLにとり滅菌ペプトン液を加えて約50mL（注8）とした後ファンネル内に注いで吸引ろ過する。（注9）

ウ ろ過した後滅菌ペプトン液（1回に約30mL）を用いてファンネルの内壁を2～3回洗浄、吸引ろ過する。（注10）

注6：ピンセットで強くはさむとフィルターが破れることがある。

注7：培養後に適当なコロニー数の平板が得られるよう試料を数段階希釈でとる。

注8：試料を50mLとした場合は希釈する必要はない。

注9：試料が濁っている場合は、プレフィルターでろ過しておく。

注10：ろ過洗浄後のフィルター上に洗浄水が残ると培地上に流れて失敗することがある。

2) 培養

ア 試料をろ過したメンブランフィルターをM-F C寒天平板上に気泡ができないように密着させる。（注11）

イ ペトリ皿はふたを閉め、さらに二重の密封用の袋に入れて密封する。（注12）

ウ 44.5℃±0.2℃に調節した恒温水槽にペトリ皿を倒置した状態で沈め、24±1時間培養する。

注11：フィルターを培地に密着させる際、気泡が生じてフィルターと培地が完全に密着しないことがある。

注12：恒温水槽中でペトリ皿が浮上することがないように密封用の袋の空気をできるだけ追い出してから密封すること。

(4) 菌数の計算

培養後、拡大鏡を用いてメンブランフィルター上に発生した青色で光沢をもったコロニーを数え（注 13）、次式から菌数を算出する。

$$a = \frac{m}{v} \times 100$$

a : 試料 100mL 中のふん便性大腸菌群数

m : フィルター上のコロニー数

v : ろ過に用いた試料の量 (mL)

なお、フィルター上のコロニー数は 10~30 個になるよう希釈調整することが最も望ましい。フィルター上のコロニー数が、多すぎると計数が困難であるばかりでなく、コロニー色調が不明確となりやすい。

注 13 : コロニーの色調は太陽光と電球光で異なることがあるので一定条件下で観察すること。

② COD

日本工業規格 K 0102⁻¹⁹⁹³（以下「規格」という。）17 に定める方法による。

③ 透明度

(1) **器具** : 原則として直径 30 cm の白色円板（透明度板、セッキ円板）を用いる。白色の色調の差は透明度にそれほど影響しないが、円板の反射能は透明度に微妙に影響するので、表面が汚れたときは磨くか塗り直しをする。

(2) 測定 : 直射日光を避けながら舟の陰などで測定するように心がける。白色板を静かに水中に沈めて見えなくなる深さと、次にこれをゆっくり引き上げていって見え始めた深さとを反復して確かめて平均し、測定結果をメートル (m) で表示する。

錘は、通常 2 kg 程度であるが、流れがあつてロープが斜めになるような場合には、錘を重くする等してロープが垂直になるようにする。

3 河川等水浴場

① ふん便性大腸菌群検査は、海水浴場の検査と同様とする。

② BOD

規格 21 に定める方法による。

(別表第3)

【遊泳用プールにおける安全及び衛生の維持管理】

I プール水の管理

- 1 プール水は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。
- 2 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を別表第2の水質基準に定める水質に保つこと。
また、新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。
- 3 プール水の温度は、原則として22℃以上とすること。また、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。

II プール設備、付帯設備及びその他の設備の維持管理

- 1 プール水の浄化を、一度にプール水の全量を排水しその後水を張ることにより行ういわゆる入替え式プールにおいては、少なくとも5日に1回、プール水の全量を入れ替えること。
なお、利用の状況等によっては、これより短い期間ごとに入れ替えるよう努めること。また、全換水時には、汚染物を換水後のプールに移行させないよう必ず清掃するとともに、日頃から藻の発生防止に努めること。
- 2 1年のうちの一定の期間に使用するプールにおいては、使用開始前及び使用終了後、十分な清掃、設備の点検及び整備を行うこと。また、年間を通じて使用するプールにあっては、随時、清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。
- 3 プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに随時点検を行うこと。
- 4 プールの排水口及び循環水の取入れ口の格子鉄蓋や金網が正常な位置にあり、欠損・変形がないこと、それらを固定しているネジ、ボルト等の欠落・変形がないこと等を確認すること。
- 5 プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定（このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）を、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上の測定を、総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定（通年営業又は夏期営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期とすること。）を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。
利用者が多数である場合等汚染負荷量が多い場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。
- 6 5の水質検査の結果が、別表第2の1の基準に適合していない場合には、以下の措置を講ずること。
 - ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。
一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。
 - イ 遊離残留塩素濃度が0.4mg/Lを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上としてから遊泳を再開すること。

- ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が 0.4mg/L を下回った場合にはイの措置を講ずること。また、0.4mg/L 以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。
- エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4mg/L」を「0.1mg/L」と読み替えるものとする。

この場合において二酸化塩素濃度が 0.4mg/L を超えたとき又は亜塩素酸濃度が 1.2mg/L を超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

- 7 他の薬剤と混和しないよう、プールに使用する消毒剤を適切に管理すること。また、使用する薬剤が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。

なお、プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、高圧ガス取締法（昭和 26 年法律第 204 号）、労働安全衛生法等の関係法規を遵守し、適切に管理すること。

- 8 浄化設備は原則として 1 日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。浄化設備が運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあつては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。

循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。

消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。

- 9 プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つこと。また、新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。
- 10 シャワー水に用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水の温度を適温とする措置を講ずること。
- 11 プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全に十分配慮すること。
- 12 屋内プールについては、屋内の空気中の二酸化炭素の含有率が 0.15% を超えないこと。

また、2 月以内ごとに 1 回、定期的に測定を行うこと。

空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上 75 cm 以上、150 cm 以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。なお、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。また、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な 2 時点において測定し、その平均値をもって行うこと。

- 13 消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、経時変化や温度による影響などを考慮して適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。
- 14 プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他の異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。
- 15 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は、水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成 13 年 9 月 11 日付け健衛発第 95 号厚生労働省健康局生活衛生課長、

最終改正 令和元年12月17日付け薬生衛発1217第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長)等を参考にして、適切に管理すること。

その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。検査にあたっては、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」(令和元年9月19日付け薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長)を参考にして実施すること。

III 利用の管理

1 監視員は監視所から又は監視設備により、プールの水域をもれなく監視すること。なお、救護員(監視員を充ててもよい。)をプール内、プールサイド又は周辺の適当な位置に相当数配置すること。救護員は応急救護の訓練を受けたものを充てること。この場合、スイミングクラブの指導者等でプール内又はプールサイドにいる者は救護員とみなして差し支えないこと。

また、プールサイド等の安全確保にも配慮すること。

2 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、遊泳をさせないこと。

また、単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めること。

3 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。

4 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。

5 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。

6 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。なお、飲食物等をプールサイドへ持込む場合には、プールを汚染しないようにさせること。

7 遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

8 利用者の注意事項、利用時間、プールの見取り図等を入口その他遊泳者の見やすい場所に掲示すること。

9 複数のプールが設置されるなどにより、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プールサイド等を、利用形態等に応じて、区画区分して利用させること。

IV その他

1 プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、これを3年以上保管すること。

2 水着その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。

3 万一の事故に備えて従業員の訓練を行うとともに、緊急時の連絡、搬送方法等を定めたマニュアルを作成しておくこと。

また、連携する医療機関を定めておくこと。

【水泳場における安全及び衛生の維持管理】

- 1 風水害、高波等のおそれのあるときは、水泳をさせないこと。
- 2 水泳場内には、汚物、^{かわら}瓦、ガラス等の危険物を捨てたり、汚水や汚物を流入又は滞留させないこと。
- 3 休憩所、更衣所、洗浄設備、便所等は、毎日1回以上清掃し、清潔な状態を保持すること。
- 4 監視人は、高校生以上であって、かつ肉体的、技術的にふさわしい者を適当数配置し、利用時間中は、常時監視させること。
- 5 監視人は、服装その他で利用者から容易に識別できるようにしておくこと。
- 6 場内を著しく不潔にし、又は保健衛生上危害のある行為をする者に対しては、その行為をやめさせること。
- 7 救護のため2以上の最寄りの診療所又は病院を把握しておくこと。
- 8 利用者の心得、利用時期等を場内の見やすい場所に掲示すること。
- 9 管理日誌を備え、必要事項を記載すること。
- 10 水質検査は、開場前に1回、開場期間中は月1回以上実施すること。

別記様式
第1号様式

遊泳用プール等設置届

年 月 日

保健所長 様

住 所
ふり がな
氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及びその名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおりに 遊泳用プール
水 泳 場 を設置したいので、届け出ます。

記

1	名 称	
2	所 在 地	
3	構造設備の概要	別紙のとおり
4	開設時期	1 通 年
		2 その他 月 日 から 月 日
5	開設時間	時 分 から 時 分 まで
6	管理責任者	住 所 氏 名
7	衛生管理者	住 所 氏 名
添付書類		(1) 付近の見取図 (2) 施設の配置図 (3) 遊泳用プールの位置を明らかにした見取図 (4) 遊泳用プール本体及び主な施設の構造を明らかにした平面図及び断面図 (5) 循環ろ過及び給排水設備の系統図 (6) その他保健所長が必要と認めるもの ※(3) から (5) は遊泳用プールのみ

第2号様式

遊泳用プール等設置届出事項変更届

年 月 日

保健所長 様

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及びその名称並びに代表者の氏名〕

遊泳用プール
下記のとおり
水 泳 場
の設置届の記載事項を変更したいので届け出ます。

記

1 名 称		
2 所 在 地		
3 変 更 事 項	(1) 変更前	
	(2) 変更後	
4 変 更 年 月 日	年 月 日	
5 変 更 理 由		
6 添 付 書 類	変更事項が遊泳用プールの構造及び設備に係る場合は、構造及び設備の構造を示す書類	

別紙

構造及び設備の概要（遊泳用プール）

利 用 対 象	一般・会員・その他()		※定 員		男 人	人		
					女 人			
屋内・屋外の別	屋内・屋外・その他()		温水・冷水の別		温水 ・ 冷水			
用 水 の 種 類	水道水・井戸水・温泉水・海水・その他()							
プ ー ル 設 備	規 模	区分	長さ(m)	幅(m)	最浅部～最深部(m)	容 量	区 画	
						m3	有・無	
						m3	有・無	
						m3	有・無	
	換 水 の 方 法	入れ換え式・循環式・溢流式						
	プ ー ル 本 体	材 料	コンクリート・石材・その他()					
		水深の表示	有 ・ 無					
	プ ー ル サ イ ド 通 路	材 料		滑り止め	有・無	こ う 配	有 ・ 無	
					有・無		有 ・ 無	
	給 水 設 備	給水管の系統（別紙のとおり）			量 水 器 等		有 ・ 無	
逆 流 防 止 装 置					有 ・ 無			
排 水 設 備	下道・その他()	吸い込み防止措置		網・鍮子・その他()	柵・ホルム固定 有・無			
消 毒 設 備	連続注入式・その他()			消 毒 剤 の 種 類				
循 環 式 ろ 過 装 置	ろ(過)材				循 環 率			
	ろ過能力	m3/h			形 式			
	濁度検査	有（採水栓・測定装置）・無						
付 帯 設 備	監 視 所	有・無	救命具	有(個)・無	救 急 薬 品	有 ・ 無		
	更 衣 室	面 積 (㎡)			衣 類 等 の 保 管			
		男				ロッカー・その他() 個		
	便 所	男	大 個			小 個		
		女	個			個		
足 洗 場	有(ヶ所)・無		腰 洗 槽		有(ヶ所)・無			
シ ャ ワ ー	ヶ所 個		上 が り 用 シ ャ ワ ー		ヶ所 個			
洗 面 設 備	ヶ所 個		洗 眼 設 備		ヶ所 個			
う が い 等 設 備	ヶ所 個				個			
く ず か ご	個		資材保管管理設備		有 ・ 無			
照 明 設 備	有 ・ 無							
換 気 設 備	自然換気 ・ 強制換気			台		m3/h		
プールの周囲 (屋外プール)	有(区画：かき、さく等、その他) ・ 無							
そ の 他 設 備	採暖室(槽)	有 ・ 無		掲 示 設 備		有 ・ 無		
	遊 戯 設 備	有(危害防止上の構造及び設備) ・ 無						
	観 覧 席	有(プールサイドとの区画：さく等・その他()) ・ 無						

※ 定員は、ロッカー等の総数をいう。

別紙

構造及び設備の概要（水泳場）

管理事務所		有・無	事務所の所在地	TEL		
監視所	監視員	常駐者（ 人）		その他（ 人）		
	救護員	有（ 人）		・ 無		
	救命用具	有（ 人）		・ 無		
	監視船	有（ 隻）		・ 無		
付帯設備	休憩所	有 ・ 無				
	更衣室	面 積（㎡）		衣 類 等 の 保 管		
		男			ロッカー・その他（ ） 個	
	女			ロッカー・その他（ ） 個		
	便 所	男	大	個	小	個
		女			個	
	シャワー				個	
水 飲 場	有（水栓 個）			・ 無		
その他の設備	掲 示 設 備	有 ・ 無				
	水泳場の区画	有（うき・標旗・その他 ）			・ 無	

第3号様式

遊泳用プール等廃止届

年 月 日

保健所長 様

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及びその名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおりに
遊泳用プール
水 泳 場
を廃止したので、届け出ます。

記

1 名 称	
2 所 在 地	
3 廃 止 年 月 日	年 月 日
4 廃 止 理 由	

第4号様式

遊泳用プール等開設届

年 月 日

保健所長 様

住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及びその名称並びに代表者の氏名〕

下記のとおりに
水 泳 場

遊泳用プール
を開設したいので、届け出ます。

記

1 名 称	
2 所 在 地	
3 開 設 期 間	月 日から 月 日まで
4 開 設 時 間	時 分から 時 分まで
5 管理責任者	住 所 氏 名
6 衛生管理者	住 所 氏 名
備 考	